**細則別紙**

**2023年9月1日に募集を開始した第3回プログラム参加に際しての重要事項**

炭貯クラブ会員は、以下に示す各事項につき同意する。

1. 会員は、J-クレジット認証後10年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

仮に農地を他者（親族を含む）へ譲渡あるいは、農地・採草放牧地以外に転用する場合は、その旨を運営・管理者に届け出て、そのJ-クレジット制度において認証を受けた削減量と同量の削減活動を実施するか、Ｊ－クレジットの購入を行い、その補填を行わなければならない。

２．会員が退会、死亡した場合でも、J-クレジット認証後10年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

責任義務期間終了前に会員がその義務を果たさずに退会した場合、その義務はその会員が果たさなければならない。また、会員が成年被後見人となった場合や死亡した場合および当該農地等を譲渡した場合は第9条記載の会員の責任義務は農地の保有者に継承されるものとする。

３．第1項、第2項でいうところの「維持・管理する」とは、各項で定める内容に含まれる報告・事務その他必要な手続きを行う事を指す。

上記細則及び重要事項各項に同意します。

住所・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞